

裁 決 書

審査請求人 住所

氏名

処 分 庁 福祉事務所長

上記審査請求人（以下「請求人」という。）から平成25年6月25日付けで提起された上記処分庁の保護申請却下処分に対する審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求に係る処分庁の保護申請却下処分を取り消す。

事 実

処分庁は、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）の規定に基づき、平成25年6月17日付けで保護申請却下処分（以下「本件処分」という。）を行い、同日、電話連絡をもって請求人の 〇〇〇〇 に通知した。

請求人は、本件処分を不服として、法第64条の規定により、茨城県知事に対し審査請求に及んだものである。

理 由

1 請求人の主張

請求人は、本件処分の取消しを求め、その理由としておおむね次のとおり主張した。

請求人は、アパートの契約更新を迎え、更新料及び家財保険料を支払うこととなった。法による保護の申請後、更新料については、〇〇〇〇福祉事務所（以下「事務所」という。）から支給されたが、家財保険料については、事務所の職員から、電話で、当該申請を却下するとの連絡があった。

本件処分については、以下の理由から承服できない。

(1) 不動産屋は、家財保険への加入は強制ではないと言っているが、アパート

の契約更新時の賃貸借契約書においては、契約条項の一つとして、借家人の損害賠償責任についての記載がある以上、損害賠償責任は生じてくるものである。また、借家人賠償責任保険は、アパートなどを借りるときに加入する家財保険に特約として付いている保険であり、個人で単独契約するものではなく特約付帯となることが一般的である。このような保険を全くの任意保険であると断言できるのか疑問である。

- (2) 生活保護でかろうじて生計を維持している状態の生活保護者が、強制ではないからといって家財保険に加入しなかった場合に、借家人の賠償責任を求められても責任を果たす資力はない。また、その場合、借家人としての損害賠償責任を果たせない生活保護者に対し、アパートを貸してくれる不動産屋が果たしているのか疑問である。

事務所の職員からは、自己負担で家財保険に加入すれば良いと、いとも簡単に言われたが、保護費から ██████████ 円もの保険料を捻出することは、最低限度の生活さえも脅かしかねない。

よって、家財保険の保険料は、最低限度の生活を維持するための必要な経費であると言える。

- (3) 強制であれ任意であれ、家財保険は、災害時の借家人の賠償責任を果たすことを目的としたものであり、家財の部分についても最低限度の生活を維持することを目的としたものである。目的とするところが等しい保険について、強制加入であるか否かを基準にして区別すること自体、無差別平等であると言えるのか疑問である。
- (4) 事務所の職員の説明は一貫性がなく、理由のいかんにかかわらず、家財保険の保険料に関しては保護費として認めないという意図が感じられる。

2 処分庁の弁明

処分庁の弁明の趣旨は、本件審査請求を棄却するとの裁決を求めるというものであって、同庁は、その理由としておおむね次のとおり主張した。

平成 █████ 年 █████ 月 █████ 日、請求人から、アパートの契約更新の際に支払った火災保険料について、保護費で対応できないかとの相談があり、同月 █████ 日、請求人から、法による保護申請書（家財保険料）の提出があった。

保険証券の内容等を確認したところ、火災保険ではなく家財保険であったため、請求人及び請求人の █████ に対し、保護費で対応することはできない旨、再三



説明した上で、上記申請を却下したものであり、本件処分は正当である。

3 請求人の反論

請求人は、上記2の処分庁の弁明に対し、おおむね次のとおり反論した。

- (1) アパートの契約更新時に不動産会社から渡された火災保険のパンフレットの表題は、「火災保険 ご契約内容確認のポイント」となっており、最後まで目を通して、火災保険であると認識してしまう内容であったため、火災保険であると申し上げたまでのことであり、故意に家財保険を火災保険であると申し立てたわけではない。

なお、保険会社の見解では、家財保険も火災保険であるとの認識であり、上記のパンフレットに問題があったわけではない。

- (2) 処分庁は、火災保険の場合は保護費を支給できるが、家財保険の場合は自己負担であること、保険契約の内容からも家財保険であると判断し、必ず加入しなければならないものではないことから、本件処分を正当であるという主張に終始しており、請求人が本件審査請求の理由としている上記1(1)から(4)までに關する事項についての弁明はなされていない。

4 事実認定

本件処分については、請求人及び処分庁の主張並びに審査庁の調査により、次の事実が認められる。

- (1) 請求人は、居住するアパートの賃貸借契約の更新に当たり、更新料■■■■円が必要となり、処分庁に対し、平成■■年■月■日付けで法による保護申請を提出したところ（法第24条第5項に規定する保護の変更の申請）、処分庁から同月■■日付けで更新料として保護費の支給を受けた。

なお、アパートの賃貸借契約書（第10条第3号）には、「乙（賃借人のこと。）の故意、過失および怠慢により本件建物または賃貸借物件に毀損滅失その他の損害を与えたときは、乙は直ちにその旨を甲（賃貸人のこと。）に連絡し、甲より請求ありしだい修理回復の実施に要する費用を支払いかつ、賃貸人が蒙った損害を賠償しなければならない。」と記載されていた。

- (2) 請求人は、平成■■年■月■日から平成■■年■月■日までを契約期間とする保険契約を締結した。

- (3) 平成■■年■月■日、請求人は、事務所の職員に対し、上記(2)の保



険の保険料について保護費の支給が受けられるかどうか、電話で問い合わせた。

事務所の職員は、保険料を支払ったことを証する書類及び当該保険の内容を証する書類を提出するよう請求人に依頼した。

(4) 平成 年 月 日、請求人は、上記(2)の保険の保険料 円を支払った。

(5) 平成 年 月 日、請求人は、事務所を訪れ、処分庁に対し、申請理由を「火災保険更新料の為」と記載した上記(2)の保険の保険料に係る法による保護申請書を提出した(法第24条第5項に規定する保護の変更の申請)。

事務所の職員は、当該申請書に添付されていた書類が当該保険料の払込受領書のみであったことから、当該保険の内容を証する書類の提出を再度依頼した。

(6) 平成 年 月 日、請求人は、事務所を訪れ、処分庁に対し、上記(2)の保険の内容が分かる書類として保険証券を提出した。

当該保険証券には、契約内容として保険種類は「すまいの総合保険」と、保険の対象は「家財一式」と記載されており、借家人賠償責任総合補償特約が付帯されていた。

事務所の職員は、当該保険証券には火災保険である旨の記載がないにもかかわらず、請求人が火災保険である旨主張していることから、当該保険が火災保険であることを証する資料の提出を請求人に依頼した。

(7) 平成 年 月 日、請求人は、事務所を訪れ、保険会社に問い合わせた内容を録音したものを持参したが、事務所の職員は、録音された内容では把握できないところもあるとして、請求人に対し、事務所の職員から保険会社等に確認する旨伝えた。

同日、事務所の職員は、請求人の加入している上記(2)の保険の内容について、不動産会社及び不動産販売代理店に問い合わせ、当該保険は家財保険である旨回答を受けた。また、保険会社にも問い合わせたところ、当該保険は火災保険であるが、建物に対しての火災保険ではなく、家財に対しての火災保険であり、分類上は火災保険であって、性質は家財保険である旨回答を受けた。

(8) 平成 年 月 日、請求人及び請求人の が事務所を訪れた際、事



務所の職員は、請求人加入の上記（２）の保険は家財保険であり、生活保護で対応することはできない旨伝えた。

- (9) 平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日、事務所の職員は、事務所を訪れた請求人に対し、請求人加入の上記（２）の保険は家財に対しての火災保険であって、実質上は家財保険であり、生活保護で対応することは難しい旨伝えた。しかし、請求人が納得していない様子であったことから、事務所の職員は、請求人に対し、不動産会社に再度問い合わせてみる旨伝えた。なお、請求人は、当該問合せ結果については、請求人の 〇〇〇 に連絡してほしいとのことであった。

同日、事務所の職員は、不動産会社に問い合わせたところ、請求人加入の上記（２）の保険は家財に対しての火災保険であること、建物についての火災保険は不動産会社で加入済みであること、上記（２）の保険については強制加入ではないが、毎月に換算すると大きな負担ではないので請求人自身で負担してもらいたいことなどの回答を受けた。

同日、事務所の職員は、請求人の 〇〇〇 に電話連絡し、上記（２）の保険については、性質上は家財保険であり、必ず加入しなければならないものではないことから、生活保護で対応することはできない旨伝えた。

なお、処分庁は、請求人に対し、本件処分について書面による通知をしていない。

5 審査庁の判断

- (1) 法第24条第1項において、保護の実施機関は、保護の開始の申請があったときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもって通知しなければならない旨規定されており、同条第2項において、当該書面には、決定の理由を付さなければならない旨規定されている。また、これらの規定は、同条第5項において、保護の変更の申請があった場合に準用する旨規定されている。
- (2) 「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和38年4月1日付け社発第246号厚生省社会局長通知)第7の4(1)オ及びクにおいては、被保護者(法第6条第1項に規定する被保護者をいう。以下同じ。)が居住する借家、借間の契約更新に際し、契約更新料を必要とする場合には、厚生労働大臣が別に定める額(以下「限度額」という。)又は限度額に1.3を乗じて得た額の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を



最低生活費として認定して差しつかえない旨定められている。

また、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日付け社保第34号厚生省社会局保護課長通知）（以下「課長通知」という。）の第7の問88「契約更新料として、更新手数料、火災保険料、保証人がいない場合の保証料を認定してよいか。」の答においては、必要やむを得ない場合には、契約更新に必要なものとして認定して差し支えない旨定められている。

(3) これらの規定を本件についてみるに、次の理由から、本件処分には瑕疵が認められる。

ア まず、上記4(5)の請求人の法による保護申請書の提出は、法第24条第5項に規定する保護の変更の申請に該当するので、処分庁は、同条第1項及び第2項の規定に基づき、保護の要否等を決定し、書面をもって通知し、当該書面に決定の理由を付さなければならないところ、上記4(9)のとおり、処分庁は、本件処分について、請求人に対して書面で通知していない。

イ 次に、上記4(2)の請求人加入の保険についてであるが、一般的な火災保険は、「建物」と「家財」を対象としており、賃貸物件に係る火災保険の場合は、「建物」は対象とせずに「家財」のみを対象とするものが通常であり、また、「住宅総合保険」などと称して火災保険に家財保険や借家人賠償責任保険などを付帯するものもある。

上記4(6)のとおり、請求人加入の保険は、保険契約種類が「すまいの総合保険」、保険の対象が「家財一式」とされ、借家人賠償責任総合補償特約が付帯されており、また、上記4(1)のとおり、請求人のアパートの賃貸借契約書には、借家人の賠償責任について規定されている。

請求人の場合、仮に賠償責任を求められるような事態が生じたときには、その責任を果たす資力はないことから、賃貸借契約の更新に当たっては、当該保険に加入せざるを得ず、加入を拒否すれば、住居確保に大きな影響を及ぼすと考えられる。

したがって、請求人加入の保険の保険料については、限度額又は限度額に1.3を乗じて得た額の範囲内において、契約更新に必要なものとして認定することが妥当と考えられる。

(4) 以上のとおりであるから、本件審査請求には理由がある。



よって、主文のとおり裁決する。

平成26年2月26日

茨城県知事 橋 本

